

2020年11月18日

リベルサス[®]錠の保険診療における留意事項（保医発1117第3号）について

2020年11月18日に薬価基準収載されました、リベルサス[®]錠 3mg・7mg・14mg [一般名：セマグルチド（遺伝子組換え）] につきまして、2020年11月17日付の厚生労働省保険局医療課長発通知として、保険診療における留意事項が発出されています。リベルサス[®]錠のご処方の際には、以下の点に十分ご留意くださいますようお願いいたします。

MSD 株式会社

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の適用は、あらかじめ糖尿病治療の基本である食事療法、運動療法を十分に行ったうえで効果が不十分な場合に限り考慮すること。」とされており、また、用法及び用量に関連する注意において、「本剤14mgを投与する際には、本剤の7mg錠を2錠投与することは避けること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤の重要な基本的注意において「本剤とDPP-4阻害剤はいずれもGLP-1受容体を介した血糖降下作用を有している。両剤を併用した際の臨床試験成績はなく、有効性及び安全性は確認されていない。」とされているので、DPP-4阻害剤との併用は避けること。
- ③ 関係学会のガイドライン等におけるGLP-1受容体作動薬の位置付けに留意することとし、他の経口血糖降下薬を投与していない患者に本剤を投与する場合は、本剤の投与が必要と判断した理由を診療報酬明細書に記載すること。

保険診療における留意事項（2020年11月17日 保医発1117第3号）

RYB20PH0076（2020年11月作成）